

1 計画の主旨

- (1) 策定の趣旨 社会経済情勢の変化等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層加速するために新たな計画を策定する。
- (2) 計画の位置づけ 男女共同参画社会基本法および滋賀県男女共同参画推進条例、女性活躍推進法に基づく計画 など
- (3) 計画期間 令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度) 5年間

2 基本理念

一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ

～男女共同参画で誰一人取り残さない、ジェンダー平等社会を目指して～

すべての人は平等であり、性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在。性別にかかわらず個性や能力を發揮できること、性別により差別的な取扱いを受けないこと等、一人ひとりの人権が保障されることは当然のことであり、人が幸せであるために根幹となるもの。男女共同参画の取組は、ジェンダー平等社会の実現に向けた一翼を担うものであり、性別や性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず誰もが活躍できる、誰一人取り残さない社会の実現につながる。

3 施策を進めるにあたって大切なこと

何を大切にするかは一人ひとり違う。県での取組がその人の生き方に対して押しつけとならないよう、一人ひとりの「自分らしさ」を大切にしながら、それぞれの個性や能力を發揮できる社会を目指す。

4 目指す姿・現状と課題・取組の方向

目指す姿	現状と課題	取組の方向	※主な取組のキーワードを記載
<p>I 性別にかかわらず一人ひとりが多様な選択ができる社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる分野で男女共同参画を進めるためには、固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとられないようにすることが極めて重要。 このような意識は、子どもの頃から形成されていくことから、周囲の大人も含め、若い世代への働きかけが求められる。 	<p>①男女共同参画意識の浸透に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資金調達を通じた社会的関心の喚起や理解と共感の輪の拡大 <p>②子ども・若者に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ライフ&キャリア教育の実施 	
<p>II 性別にかかわらず一人ひとりが安心・安全に暮らせる社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる暴力やセクシャルハラスメントは、決して許されるものではなく、重大な人権侵害として根絶しなければなりません。 また、近年、これまで経験したことのないような自然災害が全国各地で発生しており、かけがえのない命を救うためには多様な視点を踏まえて災害に備えることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ①多様性の尊重 ②あらゆる暴力やセクシャルハラスメント等の根絶 ③困難な状況にある人への支援 ④防災における男女共同参画 ⑤生涯を通じた健康づくり 	
<p>III 性別にかかわらず一人ひとりがあらゆる分野で活躍できる社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の中で男女の不平等を一番感じるところは「地域社会」と答えた人が最も多く、地域の実情に応じた取組を着実に進める必要。 共働きかどうかにかかわらず、男性の家事・育児・介護等の時間は1日のうち1時間程度であり、男女で大きく格差がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ①政治・地域・行政における男女共同参画 <ul style="list-style-type: none"> ●地域の実情に応じた取組を進める人材や団体の育成 ②理工系・農林水産業・スポーツ等分野の男女共同参画 ③男性の家事・育児・介護等への参画 ④子育て・介護支援の充実 	
<p>IV 性別にかかわらず一人ひとりが働く場で活躍できる社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 働くことは、経済的に自立するための手段としてだけではなく、自己成長や社会貢献など、自身の可能性を広げるもの。また、多様な働き方の一つに起業があり、全国的にも注目が高まっている。 全国と比較して本県は、管理的職業従事者に占める女性割合が低いことや、男女間賃金格差が大きいことなど、女性の働く分野で様々な課題を抱えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ①男女の均等な雇用機会・公正な待遇確保 ②企業における男女共同参画 <ul style="list-style-type: none"> ●女性活躍推進企業認証制度の更なる普及による主体的な取組の推進 ③女性の就職・再就職・起業支援 <ul style="list-style-type: none"> ●女性起業家のネットワークづくり ④女性のキャリア形成支援 ⑤誰もが働きやすい環境づくり 	

「(仮称)パートナーしがプラン2030」骨子たたき台

第1 計画の主旨

1 策定の趣旨

社会経済情勢の変化等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層加速するために新たな計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- ・女性活躍推進法に基づき、都道府県の区域内において女性の職業生活における活躍を推進するための計画 など

3 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度） 5年間

第2 男女共同参画の現状と課題

1 社会の変化

- ・2020年と2050年比較で15歳未満の人口は約31%減少、15歳以上65歳未満の人口は約25%減少、65歳以上の人口は約21%増加見込み。（国立社会保障・人口問題研究所推計）
- ・男女ともに20～24歳の若い世代で大きく転出超過となる状況が続いている。（住民基本台帳人口移動報告）
- ・三世代世帯の割合は減少する一方、単独世帯は増加。共働き世帯は増加が続いており、R2は全体の49.6%を占める。（国勢調査）

2 意識

- ・「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について、同感すると答えた人の割合は18.8%、同感しないと答えた人の割合は74.1%である。（R6 県民意識調査）
同感する：「同感する」「どちらかといえば同感する」の合計
同感しない：「同感しない」「どちらかといえば同感しない」の合計
- ・男性として生きづらさを感じることは、「仕事での成功や評価、経済力に価値が置かれていること」が最も多く42.8%、「特にない」は30.8%である。（R6 県民意識調査）
- ・社会全体の男女の地位の平等感について「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた人の割合は66.9%となる。（R6 県民意識調査）

3 安心・安全な暮らし

- ・県配偶者暴力相談支援センターにおけるR5の配偶者からの暴力に関する相談件数は1,337件であり、R4と比較すると増加している。（配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査）
- ・DV等を受けた時に相談できる機関をいずれも知らない人の割合は43.8%となる。（R6 県民意識調査）
- ・ひとり親家庭の世帯数は、12,734世帯でありH30の前回調査と比較すると減少している。（R5 県ひとり親家庭等生活実態調査）
- ・母子家庭における年間就労収入の平均は250万円であり、200万円未満の世帯が母子家庭全体の39.2%を占める。（R5 県ひとり親家庭等生活実態調査）
- ・R6、1月時点の県防災会議の委員に占める女性割合は46.8%と、全国で2番目に高い（R6 県防災危機管理局調べ）が、地域の防災活動に取り組む女性は少ない状況にある。
- ・R2平均寿命は男性82.73歳、女性88.26歳、R1健康寿命は男性81.07歳、女性84.61歳で全国上位となるものの、平均寿命と健康寿命の間には差がある。（令和2年都道府県別生命表、「健康日本21(第二次)の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究」）
- ・令和5年度の人工妊娠中絶件数は807件であり、そのうちの半数近くである45.6%を10代・20代が占める。（R5 衛生行政報告例）

4 あらゆる分野

- ・日常生活の中で男女の不平等を一番感じるところは「地域社会」と答えた人が最も多い。（R6 県民意識調査）
- ・県・市町議会、県・市町管理職、学校、自治会等の様々な分野における政策・方針決定過程の女性参画は少しずつ進んでいるが、多くの分野で3割に満たない。特に自治会長に占める女性の割合はR6、4月で5.3%と低い状況にある。（県女性活躍推進課調べ、学校基本調査）
- ・共働きの有無にかかわらず、男性の家事・育児・介護等の時間は1日のうち1時間程度であり、男女で大きく格差がある。（R3 社会生活基本調査）
- ・男性が家事・育児・介護等に参加するためには、「家族間のコミュニケーションをよく図ること」「男性も育児・介護の休業をとりやすい環境にすること」が必要であると考え人が多い。（R6 県民意識調査）
- ・全国の大学で理学専攻の女性は28.3%、工学を専攻する女性は16.7%である。（R6 学校基本調査）
- ・就学前児童数は減少傾向にあるが、保育所等の入所児童数は増加しており、保育利用率は53.9%（R6）となったが、353人（R6）の待機児童が生じている。（県子育て支援課調べ）

5 働く場

- ・管理的職業従事者に占める女性割合は14.4%であり、全国で11番目に低い。（R2 国勢調査）
- ・管理職に女性が少ない理由として、女性は家庭の責任を多く担っていることが要因であると考え人が多い。（R6 県民意識調査）
- ・女性の労働力率が25～44歳で落ち込むM字カーブは近年浅くなってきているが、同世代の無職女性の66.7%（約2万人）が就労を希望されている。（国勢調査、R4 就業構造基本調査）
- ・女性の有業者に占める「非正規の職員・従業員」の割合は、男性に比べると32.9ポイントも高い、53.1%であり、全国で最も高い。（R4 就業構造基本調査）
- ・女性の非正規職員・従業員で正規の職員等を「希望する」「条件が合えば希望する」と答えた人の割合は73.8%となる。（R6 県民意識調査）
- ・滋賀マザーズジョブステーションを知っている30～59歳の女性の割合は16.2%であり、施策効果が十分に発揮できていない可能性がある。（R6 県民意識調査）
- ・男性の賃金を100とした場合の女性の賃金比率は75.1であり、全国で10番目に格差が大きい。（R6 賃金構造基本統計調査）
- ・男女ともに「仕事」と「プライベート・家庭生活」の両立を理想としているが、現実には男性は「仕事を優先」している人の割合が43.6%と最も多く、女性は「仕事」と「プライベート・家庭生活」を両立できている人の割合が40.9%と最多になったが、理想とは22ポイントの差がある。（R6 県民意識調査）
- ・全国データによると、「月経痛などによる作業効率の低下」「女性ホルモンは1カ月の間に変動し、体調等の変化の原因になる」などの女性の健康課題に対する認知度は男性だけでなく、女性自身も高いとはいえない状況であった。（R6 男女共同参画白書）

※県民意識調査：男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査

1 基本理念

一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ

～男女共同参画で誰一人取り残さない、ジェンダー平等社会を目指して～

すべての人は平等であり、性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在。性別にかかわらず個性や能力を発揮できること、性別により差別的な取扱いを受けないこと等、一人ひとりの人権が保障されることは当然のことであり、人が幸せであるために根幹となるもの。

男女共同参画社会の実現に向けた、これまでの歩みを止めず、誰もが、自らの意思と責任のもと、あらゆる分野に参画できる機会を確保することは、自分らしく活躍できる未来を探求できる社会につながり、ひいては一人ひとりが幸せを感じることでできる社会につながる。

また、男女共同参画の取組は、ジェンダー平等社会の実現に向けた一翼を担うものであり、性別や性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず誰もが活躍できる、誰一人取り残さない社会の実現につながる。

2 目指す姿

基本理念を4つの目指す姿として具体化する。

- I 性別にかかわらず一人ひとりが多様な選択ができる社会
- II 性別にかかわらず一人ひとりが安心・安全に暮らせる社会
- III 性別にかかわらず一人ひとりがあらゆる分野で活躍できる社会
- IV 性別にかかわらず一人ひとりが働く場で活躍できる社会

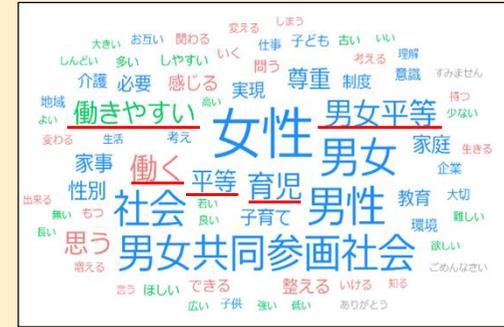
3 施策を進めるにあたって大切なこと

本計画は、様々な場面で男女の間に格差が生じていることを踏まえ、男女共同参画の取組を進めるために策定するものであるが、性別にかかわらず、働くことを大切にしたい人や、家庭生活を大切にしたい人など、何を大切にするかは一人ひとり違う。

県での取組がその人の生き方に対して押しつけとならないよう、一人ひとりの「自分らしさ」を大切にしながら、それぞれの個性や能力を発揮できる社会を目指す。

①令和6年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査

男女共同参画社会を実現するための意見・要望を自由記述方式で聞いたところ、「男女平等」「平等」「働く」「働きやすい」「育児」などのキーワードが多く見受けられた。



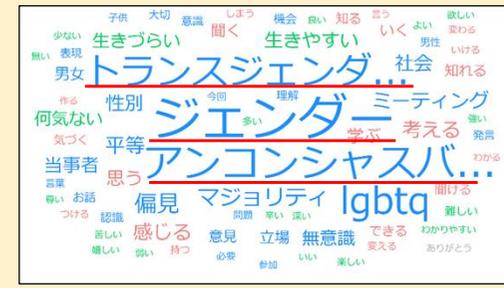
【アンケート概要】
 調査対象：満18歳以上の個人3,000人
 有効回収数：1,271人
 調査期間：令和6年6月25日～7月26日

②若い世代が主体的に学べる場を提供

毎月1回、大学生等の若者がジェンダー平等を主体的に学べるよう、その機会を提供しているところ。

「男女共同参画社会の実現に向けて」どのようなことが必要かを議論いただき、「男性も女性も平等に自分らしく活躍」などの意見。

また、各会の終了後に実施したアンケートでは「ジェンダー」「アンコンシャス・バイアス」「トランスジェンダー」などのキーワードが多く見受けられた。



【アンケート概要】
 実施期間：令和6年5月～令和7年1月
 実施数：9回 延299人

③男女共同参画審議会

- ・女性の就労を促進することは、大切なことではあるが、負担に感じる人もいるので配慮が必要
- ・固定的な性別役割分担意識等を背景に男性も生きづらさを抱えているなどの意見。

④市町や企業、関係団体へのヒアリングなど

【概要】
 時点：令和7年4月1日
 実施数：62箇所

- ・機会としては確保されていても、働く・働き続けるなどの選択を考えられる状況にいない女性もいるということが働く場の課題
- ・意識の変化は、人の行動を変え、ひいては社会構造の変化につながるなどの意見。

第4 取組の方向

※主な取組のキーワードを記載

目指す姿Ⅰ
性別にかかわらず
一人ひとりが
多様な選択が
できる社会

(1) 男女共同参画意識の浸透に向けた取組	①男女共同参画に関する広報・啓発の推進 ②効果的な手法の検討 ③啓発資材の充実 ●資金調達を通じた社会的関心の喚起や理解と共感の輪の拡大
(2) 子ども・若者に向けた取組	①男女共同参画に関する教育の推進 ②ライフ&キャリア教育、体験学習の推進 ●各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育の実施 ③主体的な学習の推進 ④ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上

目指す姿Ⅱ
性別にかかわらず
一人ひとりが
安心・安全に
暮らせる社会

(1) 多様性の尊重	①あらゆる差別や偏見をなくすための取組の推進 ②性の多様性への理解促進 ●パートナーシップ宣誓制度の実施
(2) あらゆる暴力やセクシャルハラスメント等の根絶	①子ども・若者をはじめ、あらゆる世代に向けた広報・啓発、教育等の推進 ②性犯罪・性暴力・ストーカー行為等への対策 ●インターネット上の性的な暴力等の防止に向けたICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上 ③DV等への対策 ③あらゆる場におけるセクシャルハラスメント対策の推進 ④関係機関との連携強化
(3) 困難な状況にある人への支援	①困難な問題を抱える女性への支援 ②貧困等生活上の困難に直面する人への支援 ●早期から切れ目のない、きめ細やかな包括的支援を実施 ③ひとり親家庭への支援 ④高齢者、障害者、外国人県民等への支援 ⑤様々な悩みに対する相談しやすい窓口づくり
(4) 防災における男女共同参画	①政策・方針決定過程への女性参画 ②防災現場における男女共同参画の視点の強化 ●防災活動に従事する女性人材の育成
(5) 生涯を通じた健康づくり	①男女がともに健やかな生活を送るための取組 ②妊娠・出産等に関する健康支援 ●プレコンセプションケアの推進 ●フェムテックの推進 ●妊娠期から子育て期における切れ目のない支援 ③スポーツを通じた健康づくり

目指す姿Ⅲ
性別にかかわらず
一人ひとりが
あらゆる分野で
活躍できる社会

(1) 政治・地域・行政における男女共同参画	①政治分野における取組の推進 ②地域の様々な活動における方針決定過程の男女共同参画 ③地域の実情に応じた取組の推進 ④市町における取組の推進 ⑤県における取組の推進 ●男女共同参画に取り組む人材や団体の育成
(2) 理工系・農林水産業・スポーツ等分野の男女共同参画	①理工系女性人材の育成 ②女性研究者・技術者の活躍促進 ④スポーツ分野における男女共同参画の推進 ③農林水産業における女性の活躍促進 ●女性農業者の育成と経営参画の推進 ●水産業・畜産業における女性活躍
(3) 男性の家事・育児・介護等への参画	①意識醸成に向けた取組の推進 ②育児休業取得に向けた取組の推進 ●アフターバースプランを家族で作成することの重要性を広報・啓発
(4) 子育て・介護支援の充実	①子育て支援の充実 ●ファミリー・サポート・センターへの支援 ②介護支援の充実

目指す姿Ⅳ
性別にかかわらず
一人ひとりが
働く場で
活躍できる社会

(1) 男女の均等な雇用機会・公正な待遇の確保	①男女の均等な雇用機会・公正な待遇の確保
(2) 企業における男女共同参画	①主体的な取組の推進 ②連携体制の構築 ●女性活躍推進企業認証制度の更なる普及による主体的な取組の推進
(3) 女性の就職・再就職・起業支援	①女性の就職・再就職支援 ②多様な職業訓練 ●滋賀マザーズジョブステーションの認知度向上 ●オンラインによる職業訓練の実施 ③非正規雇用労働者の希望に応じた正規雇用への転換 ④女性の起業支援 ●女性起業家のネットワークづくり ●起業後の伴走支援
(4) 女性のキャリア形成支援	①女性のエンパワーメントの推進 ②リスクリング、デジタル人材の育成 ●リスクリングの推進に向けた経営者層への働きかけ ●若年層のスキルアップに取り組む企業への支援
(5) 誰もが働きやすい環境づくり	①働く場におけるハラスメント防止対策の推進 ●カスハラ・就活セクハラも含むハラスメント防止に向けた広報・啓発 ②無意識の思い込み等にとらわれない職場環境づくり ●企業や経済団体と連携した働く人向けのオンラインセミナー ③仕事と生活の調和がとれる環境づくり ●家事・育児・介護等に対する無意識の思い込みの解消に向けた取組 ④多様で柔軟な働き方の推進 ⑤仕事と健康の両立 ●男女の健康上の特性に配慮した取組の推進

計画の総合的な推進 ①県の推進体制 ②県立男女共同参画センターを核とした取組 ③国・市町・経済団体・企業・大学など多様な主体との連携 ④調査・研究